

解 説

投資事業有限責任組合契約書例
(英文契約書版)

令和 7 年 6 月

経済産業省産業組織課

新たなモデルLPAの作成等のための有識者検討会

I. 本英文モデル契約書の前提

1. 第五分冊において使用する用語は、文脈上別段の意義を有することが明らかでない限り、下表に定義されたとおりの意味を有する。

用語	意味・備考
投有責法	投資事業有限責任組合契約に関する法律をいう。
和文モデル契約書	第一分冊である投資事業有限責任組合契約書例（和文版）をいう。なお、これを利用して実際に作成される契約書を念頭に置く場合は、別途「和文契約書」という表現を用いる。
和文モデル契約書逐条解説	第二分冊である逐条解説・投資事業有限責任組合契約書例（和文版）をいう。
本英文モデル契約書	第四分冊である投資事業有限責任組合契約書例（英文契約書版）をいう。なお、これを利用して実際に作成される契約書を念頭に置く場合は、別途「本英文契約書」という表現を用いる。
本当初契約書例	第五分冊添付資料 1 である当初投資事業有限責任組合契約書例及び第五分冊添付資料 2 である当初投資事業有限責任組合契約書例（和訳）をいう。
LPA	国内又は海外における組合形式のファンドを組成するための契約としてのリミテッド・パートナーシップ・アグリーメント（Limited Partnership Agreement）をいい、投有責組合の組成に際して締結される投資事業有限責任組合契約を含む。但し、とりわけ投資事業有限責任組合契約に言及する際は「投有責組合契約」とし、これについて作成される契約書に言及する際は、「投有責組合契約書」という。
LPS	国内又は海外において組成される組合形式のファンドとしてのリミテッド・パートナーシップ（Limited Partnership）をいい、投有責組合を含む。その組成に用いられる契約の準拠法に応じて、「国内 LPS」或いは「ケイマン籍 LPS」といった表現も用いる。

2. 第一分冊の和文モデル契約書は、投資事業有限責任組合モデル契約（平成 22 年 11 月版）の後継として作成された契約書例である。一方、第四分冊の本英文モデル契約書は、和文モデル契約書に規定されている条項を前提としつつ、和文モデル契約書の単なる翻訳ではなく、国内 LPS の設立のために用いるものでありながらもオフショア LPS の LPA に建付けに近い英文契約書として作成されている。和文モデル契約書及び本英文モデル契約書は、いずれも、プライベート・エクイティ・ファンドを始めとする様々な類型のファンドにおいて広く活用されることを意図して作成されたものである。

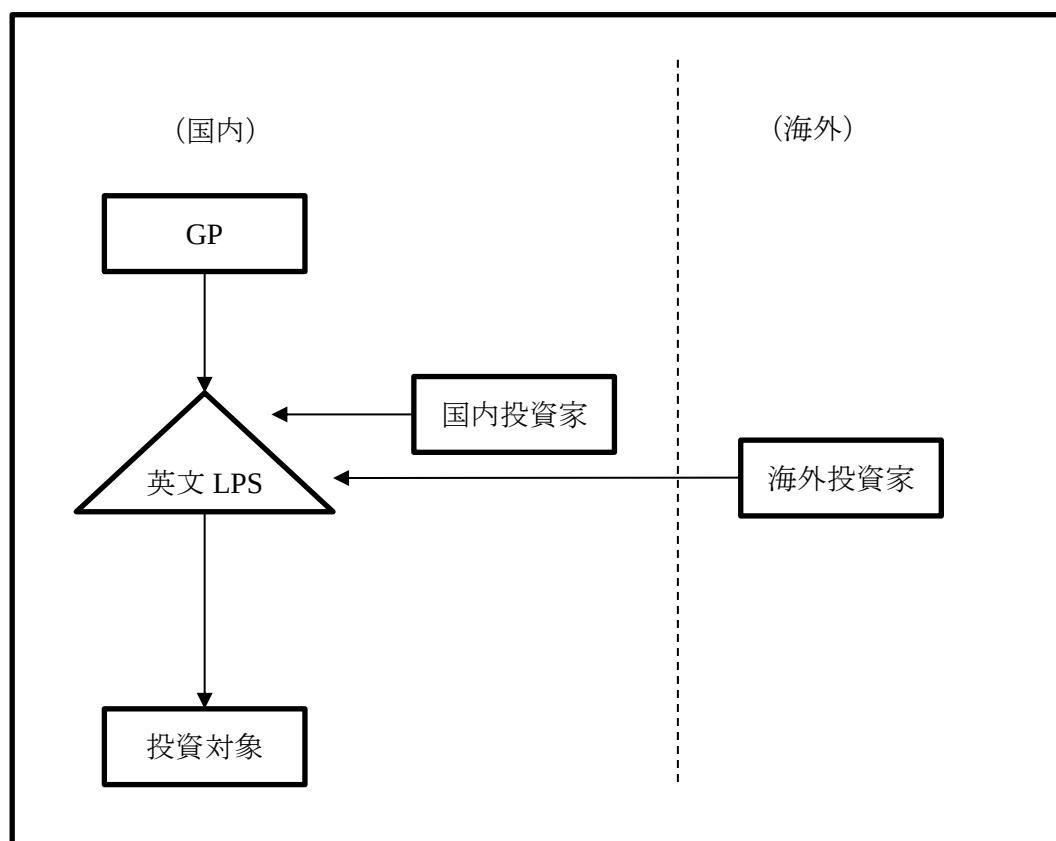
3. 本英文モデル契約書は、無限責任組合員が海外投資家を自らの LPS に呼び込む際に使用されることを想定している。これらの海外投資家は、オフショアの各地域において、Limited Partner として LPA を締結し、ファンド投資に参加した経験を有していることが多い。そのため、このような海外投資家は、オフショア LPS で通常使用されている LPA に類似した契約書を好み、国内 LPS の投有責組合契約書とオフショア LPS の LPA とを比較しながら、国内 LPS の無限責任組合員との契約交渉に臨むことが多い。このような実態に鑑み、本英文モデル契約書は、このような海外投資家にとって、より理解しやすい契約書を目指している。
4. 本英文モデル契約書の作成にあたっては、和文モデル契約書をいわばタームシートとして取り扱い、その内容を本英文モデル契約書に実質的に落とし込むという手法を採ることで、本英文モデル契約書をオフショア LPS の LPA の建付けに近づけることを試みた。そのため、本英文モデル契約書は和文モデル契約書の英訳ではなく、本英文モデル契約書と和文モデル契約書の定義規定その他の各規定が完全には一致していないことに留意されたい。
5. なお、本英文モデル契約書は、契約交渉の叩き台にすぎず、実際にファンドレイズを行う際には、各ファンドの方針等を踏まえた内容の契約書とするための作業が必要になる。**[特に、ブラケット及びグレーハイライトを付している箇所については、各ファンドの方針等を踏まえて採否等をご検討いただきたい。]**また、本英文モデル契約書の条項は、必ずしもその全てが法律上そのまま要請されるものでなく、実務上の要請を踏まえた条項も含まれているため、各ファンドの個別事情に応じて削除や調整をすることも考えられる。必要に応じて、専門家にご相談されたい。
6. また、本英文モデル契約書は、和文モデル契約書の内容を前提としているため、和文モデル契約書逐条解説 I.「本モデル契約の前提」3.4.5.は、本英文モデル契約書においても、同様に前提となることに留意されたい。

II. 本英文モデル契約書の想定ストラクチャー

1. 本英文モデル契約書を使用する場面としては、①国内 LPS を 1 つ又は複数設立する場面及び②国内 LPS に加えてそれに類似したオフショア LPS を設立する場面が考えられる。

(1) 国内 LPS を 1 つ設立する場合

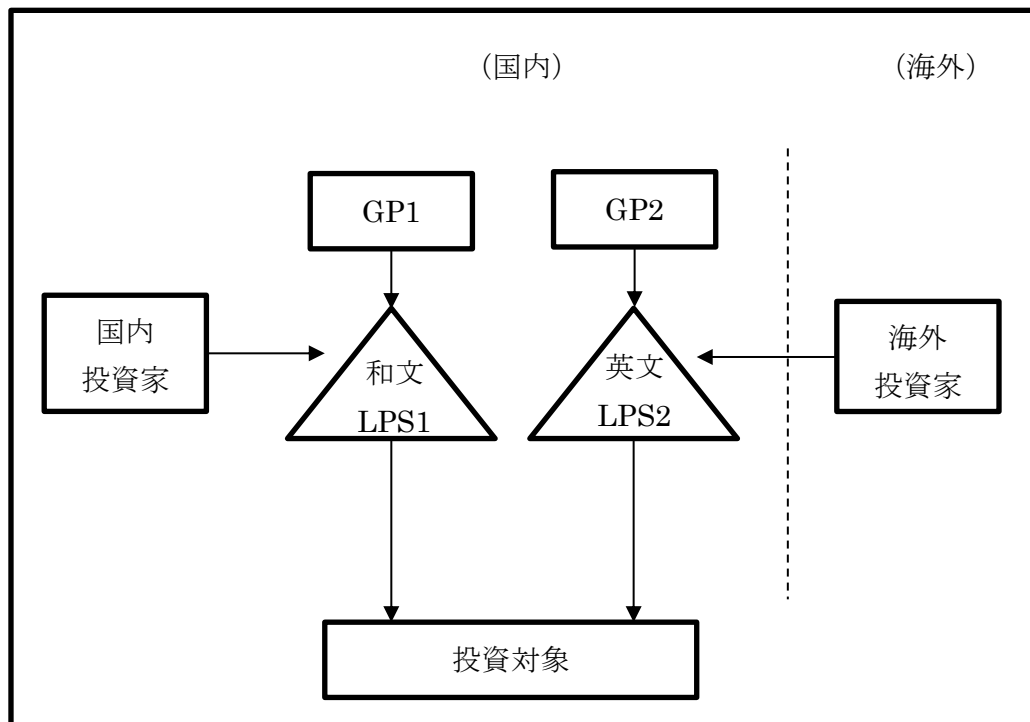
国内 LPS を設立し、国内投資家及び海外投資家がこの国内 LPS に投資を行うストラクチャーである。なお、本英文モデル契約書は、和文モデル契約書と同一の契約書ではないため、1 つの国内 LPS の設立について、国内投資家には和文モデル契約書を使用し、海外投資家には本英文モデル契約書を使用する、という使い方はできない。国内投資家と海外投資家の双方に対して、本英文モデル契約書又は和文モデル契約書、どちらか片方の契約書を統一的に使う必要があることに留意されたい。



(2) 国内 LPS を複数設立する場合

国内 LPS の設立に際し、国内投資家には、和文モデル契約書を使用して国内投資家用の国内 LPS を設立し、海外投資家には、本英文モデル契約書を使用して海外投資家用の国内 LPS を設立する、つまり投資家のカテゴリーにあわせて、複数の国内 LPS を設立するストラクチャーである。

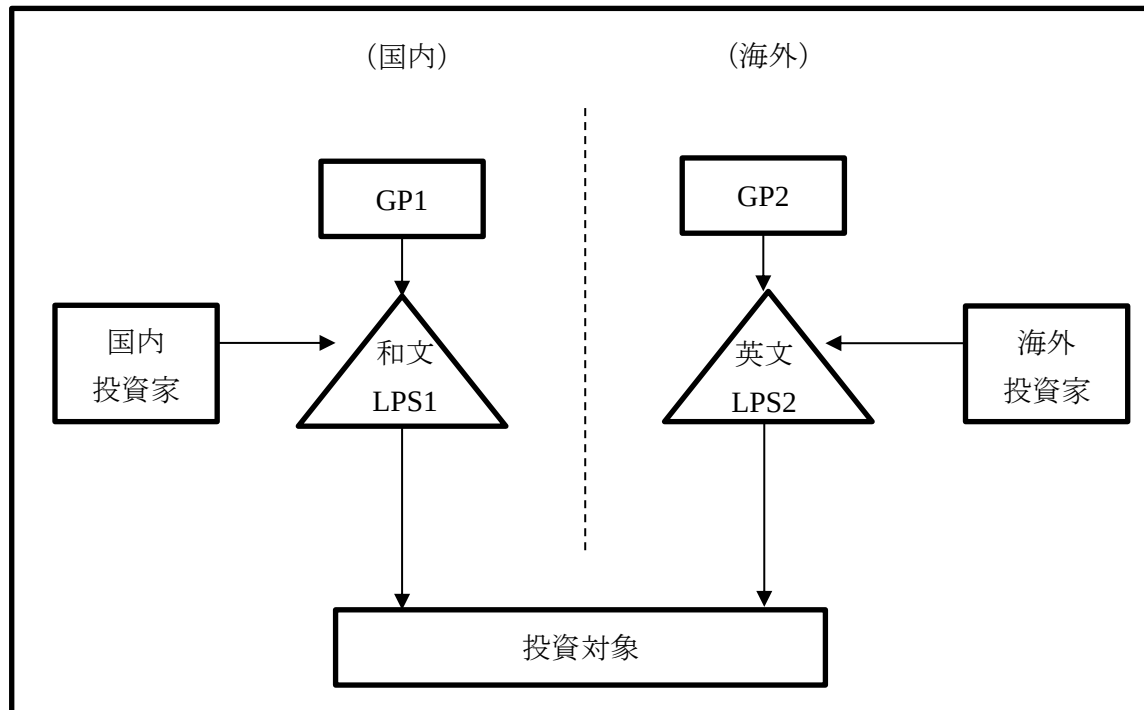
なお、I.「本英文モデル契約書の前提」にも記載したとおり、本英文モデル契約書は、和文モデル契約書の英訳ではなく、英文モデル契約書と和文モデル契約書のそれぞれにおける定義規定その他の各規定は、完全には一致していない。他方で、和文モデル契約書の主要条件は、本英文モデル契約書に反映されているため、和文モデル契約書により設立された国内 LPS と、本英文モデル契約書により設立された国内 LPS との間で、統一的なファンド運営を行うことが期待できる。但し、別個の LPS として設立される両国内 LPS を統一的に運営するための方法については専門家にご相談されたい。



(3) 国内 LPS に加えてそれに類似したオフショア LPS を設立する場合

本英文モデル契約書の特殊な使い方として、ケイマン籍 LPS その他のいわゆる組合形式で設立されるオフショア LPS の契約書雛形として使用することが考えられる。

前述のとおり、本英文モデル契約書は、本来、投有責法に準拠した国内 LPS を設立するための契約書として作成されたものである。しかし、本英文モデル契約書は、ケイマン籍 LPS その他のオフショア LPS 設立の際に使用されている LPA の建付けに近いものとして作成されているため、契約準拠法の変更、Selling Restriction 関連の規定やマネーローンダリング規制関連の規定の追加その他関係法令上必要な変更を行えば、ケイマン籍 LPS その他のオフショア LPS の設立のための LPA の雛形として使用することも可能である。但し、実際に本英文モデル契約書を雛形としてケイマン籍 LPS 等を設立する場合、実際の準拠法に合わせた契約書変更の詳細については、ケイマン法弁護士その他の関連法務アドバイザーに適切な法務アドバイスを求める必要があることは言うまでもない。また、別個の LPS として設立される国内 LPS とオフショア LPS とを統一的に運営するための方法については専門家にご相談されたい。



III. Initial LPA と投有責組合契約の効力の発生の登記

1. 投有責法第 17 条は、投有責組合契約が効力を生じたときは、2 週間以内に、投有責組合の主たる事務所の所在地において投有責組合契約の効力の発生の登記を行わなければならないと規定している。また、投有責法第 27 条は、投有責組合契約の効力の発生の登記を行う際には、登記申請書に投有責組合契約書を添付しなければならないと規定している。商業登記の申請書に外国語で作成された書面を添付する場合、原則としてその全てについて日本語の訳文も併せて添付する必要がある、投有責組合契約書が英語で作成されている場合、その和訳も添付書類となる。
2. 本英文契約書を用いて投有責組合を設定する場合、投有責組合契約の効力の発生の登記を申請するにあたっては、その全文の和訳を作成することが必要になる。本英文モデル契約書は、海外投資家の参加を想定して、投有責組合契約書を一般的な英文契約書のスタイルに近い形で作成することを意図したものであるが、英米法に基づき（又は一定程度その影響を受けて）作成され、商慣習の異なる国の当事者間で締結されることが多い英文契約書は、予め多くのことを想定して詳細に取り決めておくスタイルであり、日本の一般的な契約書に比べて、伝統的に大部である。LPA についても同様であり、投有責組合契約書を英文契約書のスタイルで作成しようとするすると大部とならざるを得ない。
3. そして、このような大部にわたる英文契約書の和訳の作成は、機械翻訳の技術が進展している昨今においても、未だに、金銭的成本や時間的成本の観点から無限責任組合員にとって負担の重い作業であると考えられる。

4. 海外の実務においては、LPS を早期に設立することにより、LPS に係る組合口座の開設や各種サービス・プロバイダーとの契約締結を進めて組合財産の運用を円滑に開始することを意図して、①まずは LPS の組成を目的として簡潔な内容の当初契約書（Initial Limited Partnership Agreement）を作成・締結し、②これを添付書類として用いて LPS の設立手続きを行い、③その後、各投資家との実質的な交渉を契約内容に反映させるための契約変更を行いつつ、当該各投資家を LPS に加入させるというアプローチを採る場合がある。
5. このような海外の実務に鑑みると、本英文契約書を利用して投有責組合を設立するにあっても、同様の方法を採用することによって、本英文契約書の全文の和訳の作成に伴う負担を軽減することや早期設立によるメリットを享受することも考え得る。そこで、第五分冊末尾には、最終的に本英文契約書を用いて投有責組合を運営していくことを前提¹として、投有責組合の設立自体は、簡潔な投有責組合契約書を用いて行い、投有責組合契約の効力の発生の登記を行う際の添付書類としてその契約書を利用することを想定して、本当初契約書例を添付することとした。なお、本当初契約書例は、投有責組合法第 17 条に定める登記事項を網羅しているものの、上記の目的を踏まえて最低限の条項のみで構成されており、LPA に通常盛り込まれる契約内容を全てカバーしているわけではない。また、当初契約書を利用したファンドレイズの実務は我が国において未だ十分に蓄積されていないと思料されるため、本当初契約書例の活用は、専門家の助言を踏まえて行われることが望ましいと考えられる。

IV. 各条項の解説

本英文モデル契約書は和文モデル契約書の内容を前提としているため、本英文モデル契約書の各条項の解説としては、当該各条項が対応する和文モデル契約書の条項に関する和文モデル契約書逐条解説の記載も併せて参照されたい。以下では、この観点から、本英文モデル契約書の条項のうち、和文モデル契約書と相互に対応しているものを抜粋し、その対応関係について明示している。また、これに併せて、本英文契約書の作成を行うにあたって肝要となるポイントについての個別の言及も行っている。

さらに、国内 LPS に加えてそれに類似したオフショア LPS を設立する場合のように、本英文モデル契約書と和文モデル契約書とを併用して一体的に複数の LPS を立ち上げる場合、無限責任組合員は、前述のとおり、かかる複数の LPS の運用を統一的に進めていく必要があり、その前提として、当然、本英文契約書と和文契約書の作成も統一的に行わなければならない。本英文契約書と和文契約書の作成を統一的に進めるにあたっては、相互に対応する条項の括り出しとその内容の擦り合わせが不可欠であり、前述した本英文モデル契約書の条項と和文モデル契約書の条項の対応関係の明示はその便宜に資することも意図している。

¹ この場合には当初契約書の内容を本英文契約書の内容に変更するための契約上の手続が必要となる。また、その際には、本英文契約書が当初契約書からの変更後の契約であることを受けて本英文契約書の名称を

「Amended and Restated Investment Limited Partnership Agreement」等に変更するほか、当初契約書を変更する形で本英文契約書が締結されるという契約手続の実態を反映して本英文契約書の冒頭規定、第 2.1 条その他の関連条項における表現を調整することが考えられる。

なお、以下の各項目の番号及び名称は、本英文モデル契約書における各条項の番号及び名称に対応している。

1. Definitions

1.1 Defined Terms

本条は、本英文モデル契約書において使用する用語を定義している。和文モデル契約書において使用する定義に対応する英文モデル契約書上での定義が判別できるよう、本英文モデル契約書の定義中に、和文モデル契約書の対応する用語を参考として記載している。但し、一部の条項を本文中又は定義語中のいずれにおいて規定するかとの区別のほか、本英文モデル契約書にしか存在しない定義も存在し、必ずしも一致しないため、この点留意されたい。

1.2 Dates and Times of Day

本条は、和文モデル契約書の第 1 条第 2 項に対応するものである。

1.4 Taxes

本条は、和文モデル契約書の第 1 条第 3 項に対応するものである。

2. Organizational Matters

2.2 Name

本条は、和文モデル契約書の第 2 条に対応するものである。投資有責法第 5 条第 1 項が、国内 LPS の名称中に「投資事業有限責任組合」という文字を用いるべきことを規定していることから、英文の契約書を締結する場合であっても、「投資事業有限責任組合」という文字を含む日本語の名称を記載することが必要となることに留意されたい。

2.3 Principal Office

本条は、和文モデル契約書の第 3 条に対応するものである。

2.5 Registration

本条は、和文モデル契約書の第 7 条に対応するものである。

2.7 Schedule of Partners

本条は、和文モデル契約書の第 4 条に対応するものである。

2.8 Term

本条は、和文モデル契約書の第 6 条に対応するものである。

3. Business of the Partnership, Investments, Limitations and Structures

3.1 Business of the Partnership

本条は、和文モデル契約書の第 5 条に対応するものである。

3.3 Making and Holding of Portfolio Investments

本条は、和文モデル契約書の第 23 条第 4 項及び第 5 項並びに第 7 項ないし第 10 項に対応するものである。

3.4 Permissions

本条は、和文モデル契約書の第 48 条に対応するものである。

3.5 Size Limitations

本条は、和文モデル契約書の第 23 条第 6 項に対応するものである。

4. Capital; Partners

4.1 Capital Commitments

本条は、和文モデル契約書の第 8 条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条に対応するものである。本条(c)は和文モデル契約書の第 11 条に対応して効力発生日から一定期間を経過した時点での出資約束金額の減額について定めるものであるが、実質的な投資家が投有責組合に加入するタイミングに先立って当初契約書を締結する場合には、当該一定期間の始期を調整することも考えられる。

4.2 Capital Contributions Generally

本条は、和文モデル契約書の第 8 条第 3 項及び第 5 項並びに第 12 条第 1 項に対応するものである。和文モデル契約書の第 8 条第 3 項との関係では第 4.3 条も参照されたい。

4.3 Capital Contributions During Investment Period

本条は、和文モデル契約書の第 8 条第 3 項に対応するものである。和文モデル契約書の第 8 条第 3 項との関係では第 4.2 条も参照されたい。投資期間は投有責組合契約の効力発生日から生じるものとされているが、実質的な投資家が投有責組合に加入するタイミングに先立って当初契約書を締結する場合には投資期間の始期を調整することも考えられる。

4.4 Capital Contributions Following Investment Period

本条は、和文モデル契約書の第 8 条第 4 項に対応するものである。

4.5 To Cover a Shortfall

本条は、和文モデル契約書の第 9 条第 4 項及び第 13 条第 4 項に対応するものである。

4.6 Key Executives; Change of Control

本条は、和文モデル契約書の第 10 条第 3 項ないし第 6 項に対応するものである。

4.7 Return of Uninvested Capital

本条は、和文モデル契約書の第 12 条第 3 項に対応するものである。

4.8 Limitations on Contributions

本条は、和文モデル契約書の第 9 条に対応するものである。免除又は除外があった場合の他組合員に対する追加のキャピタル・コールについては、第 4.5 条において、有限責任組合員による出資履行義務の不履行があった場合と合わせ、規定している。

4.9 Failure to Contribute

本条は、和文モデル契約書の第 13 条に対応するものである。有限責任組合員による出資履行義務の不履行があった場合の他組合員に対する追加のキャピタル・コール（和文モデル契約書の第 13 条第 4 項）については、第 4.5 条において、有限責任組合員の免除又は除外があった場合と合わせ、規定している。

4.10 Additional Partners

本条は、和文モデル契約書の第 8 条第 6 項ないし第 9 項並びに第 36 条第 1 項及び第 2 項に対応するものである。無限責任組合員及び特別有限責任組合員につき追加出資手数料の支払義務を負わせない建付けも考えられる²が、本英文モデル契約書においては、無限責任組合員及び特別有限責任組合員についても他の組合員と同様の取扱いとしている。また、本条は、新規投資家の加入及び既存投資家による出資約束金額の増額を最終クロージング日以降は認めない旨を規定しているが、実質的な投資家が投有責組合に加入するタイミングに先立って当初契約書を締結する場合には最終クロージング日の規定方法を調整することも考えられる。

4.12 Partner Capital

本条は、和文モデル契約書の第 12 条第 2 項に対応するものである。

4.13 Return of Distributions

本条は和文モデル契約書の第 21 条第 1 項ないし第 4 項に対応するものである。

² 特に、契約上一定比率の出資約束を維持することが義務付けられ、他の組合員の追加出資を受けて無限責任組合員及び特別有限責任組合員からの追加出資が行われるような場合については、無限責任組合員及び特別有限責任組合員につき追加出資手数料の支払義務を負わせないことを検討する余地が大きいと考えられる。

5. Ownership of Partnership Assets; Allocations of Income and Loss

5.1 Ownership of Partnership Assets

本条は和文モデル契約書の第 27 条に対応するものである。

5.2 General Allocations

本条は和文モデル契約書の第 28 条に対応するものである。

6. Distributions

6.1 No Right to Request Distributions

本条は和文モデル契約書の第 29 条第 1 項に対応するものである。

6.2 Distributions Generally

本条は和文モデル契約書の第 29 条第 2 項ないし第 10 項に対応するものである。

6.3 Distribution Limitations

本条は和文モデル契約書の第 30 条に対応するものである。

6.4 Reinvestment of Disposition Proceeds or Other Investment Proceeds

本条は和文モデル契約書の第 23 条第 3 項に対応するものである。

6.6 Taxes and Other Public Duties

本条は和文モデル契約書の第 31 条に対応するものである。

7. Operations

7.1 Authority of the General Partner

本条は、和文モデル契約書の第 14 条に対応するものである。

7.3 Management During or Following Investment Period

本条は、和文モデル契約書の第 23 条第 1 項及び第 2 項に対応するものである。

7.7 No Limited Partner Management

本条(a)は和文モデル契約書の第 17 条第 1 項及び第 2 項に、本条(b)は和文モデル契約書の第 17 条第 6 項に対応するものである。

7.8 Other Activities

本条(a)は和文モデル契約書の第 15 条に、本条(b)は和文モデル契約書の第 19 条に対応するものである。本条(b)は投有責組合の運営に関連して生じ得る利益相反について一般的に規定するものであり、無限責任組合員やその関係者等が行うことが想定される事業や取引の内容によっては、適用のある関連法令も踏まえつつ、当該事業ないし取引に係る具体的な規定を追加することも考えられる。

7.9 Valuation

本条は、和文モデル契約書の第 25 条第 4 項に対応するものである。

7.10 Administration of Partnership Assets

本条は、和文モデル契約書の第 24 条に対応するものである。

7.11 Duty of Care of the General Partner

本条は、和文モデル契約書の第 16 条に対応するものである。

7.12 Partner's Liability; Indemnification

本条は、和文モデル契約書の第 22 条に対応するものである。

7.13 Fees and Expenses

本条は、和文モデル契約書の第 32 条及び第 33 条に対応するものである。初年度の管理報酬は投有責組合契約の効力発生日から生じるものとされているが、実質的な投資家が投有責組合に加入するタイミングに先立って当初契約書を締結する場合には管理報酬発生の始期を調整することも考えられる。

7.14 Advisory Committee

本条は和文モデル契約書の第 20 条に対応するものである。

8. Books and Records; Accounting; Reporting

8.1 Books and Records; Accounting

本条は、和文モデル契約書の第 25 条第 2 項及び第 3 項に対応するものである。

8.2 Inspection

本条は和文モデル契約書の第 17 条第 3 項ないし第 5 項に対応するものである。

8.3 Reports to the Limited Partners

本条は、和文モデル契約書の第 26 条に対応するものである。

8.4 Meetings of Partners

本条は和文モデル契約書の第 18 条に対応するものである。

9. Interests; Transfers and Encumbrances of Interests

9.1 Limited Partner Transfers

本条は、和文モデル契約書の第 34 条並びに第 35 条第 1 項、第 2 項、第 8 項及び第 9 項に対応するものである。

9.2 General Partner Transfers

本条は、和文モデル契約書の第 34 条並びに第 35 条第 6 項、第 8 項及び第 9 項に対応するものである。

9.3 Encumbrances

本条は、和文モデル契約書の第 34 条に対応するものである。

9.4 Indivisible Interest

本条は、和文モデル契約書の第 35 条第 7 項に対応するものである。

9.5 Further Restrictions

本条は、和文モデル契約書の第 35 条第 4 項及び第 5 項に対応するものである。本条は投有責組合に関連する法規制への対応を念頭に置いたものであるが、本当初契約書例においては内容が一部割愛されているため、別途、対応の要否について検討されたい。

9.6 Admissions, Withdrawals and Removals

本条は、和文モデル契約書の第 36 条第 3 項及び第 4 項に対応するものである。

9.7 Admission of Assignees as Substitute Limited Partners

本条は、和文モデル契約書の第 35 条第 3 項に対応するものである。

9.8 Withdrawal of Certain Partners

本条は、和文モデル契約書の第 37 条及び第 41 条に対応するものである。

9.9 Death of a Partner

本条は、和文モデル契約書の第 38 条に対応するものである。

9.10 Limitations on Participation

本条は、和文モデル契約書の第 39 条に対応するものである。

9.11 General Partner Removal

本条は、和文モデル契約書の第 40 条に対応するものである。

9.12 Notice of Change in the Status of a Partner

本条は、和文モデル契約書の第 42 条に対応するものである。

10. Dissolution, Liquidation and Termination

10.2 Dissolution

本条は、和文モデル契約書の第 43 条に対応するものである。

10.3 Liquidator

本条は、和文モデル契約書の第 44 条及び第 45 条に対応するものである。

10.4 Method of Liquidation

本条は、和文モデル契約書の第 46 条並びに第 47 条第 1 項及び第 2 項に対応するものである。

10.5 Clawback

本条は、和文モデル契約書の第 47 条第 3 項に対応するものである。

11. Miscellaneous

11.1 Amendments

本条は、和文モデル契約書の第 55 条に対応するものである。

11.2 Jurisdiction

本条は、和文モデル契約書の第 57 条第 3 項に対応するものである。

11.4 Notices

本条は、和文モデル契約書の第 49 条に対応するものである。

11.5 Governing Law

本条は、和文モデル契約書の第 57 条第 2 項に対応するものである。

11.7 Confidentiality

本条は、和文モデル契約書の第 50 条に対応するものである。

11.9 Preservation of Intent

本条は、和文モデル契約書の第 56 条に対応するものである。

11.11 Compliance with Japanese Regulations

本条は、和文モデル契約書の第 51 条に対応するものである。

11.12 Specially Permitted Services for Qualified Institutional Investors, Etc.

本条は、和文モデル契約書の第 52 条に対応するものである。

11.13 Exclusion of Antisocial Force

本条は、和文モデル契約書の第 53 条に対応するものである。

11.14 General Indemnification

本条は、和文モデル契約書の第 54 条に対応するものである。

11.15 Language

本条は、和文モデル契約書の第 57 条第 1 項に対応するものである。

以上

第五分冊 添付資料 1

当初投資事業有限責任組合契約書例

Initial Investment Limited Partnership Agreement
of
[Name of the Investment Limited Partnership]

This **Initial Investment Limited Partnership Agreement** (this “**Agreement**”) of **[Partnership name] Investment Limited Partnership** (the “**Partnership**”) is made on **[date]**, by and between **[Name of the General Partner]**, located at **[office address of the General Partner]**, as general partner (the “**General Partner**”), and the person who is listed in the signature page of this Agreement, as limited partner (the “**Limited Partners**,” together with the General Partner, the “**Partners**”) in the Partnership.

1. Organizational Matters

1.1 Establishment

The Partners hereby agree to establish the Partnership as an investment limited partnership under the Limited Partnership Act for Investment (the “**ILP Act**”) for the purposes and upon the terms and conditions set forth herein.

1.2 Name

The name of the Partnership is “**[Partnership name in Japanese]**投資事業有限責任組合”. **[The English name of the Partnership is [Partnership name] Investment Limited Partnership.]**

1.3 Principal Office

The Partnership shall have its principal office at **[address of the Partnership]**.

1.4 Schedule of Partners

The names and addresses of the Partners and the distinction between general partner and limited partner shall be as set forth in Exhibit hereto.

1.5 Term

The term of the Partnership (the “**Partnership Term**”) shall be the **[●]**-year period commencing from **[date]** (the “**Effective Date**”); provided that the General Partner may, with the consent of **[●]**% in Investment Units (as defined below) of the Limited Partners, extend the Partnership Term by up to **[●]** one-year periods / **[●]** years. The General Partner will notify the Limited Partners in writing of any such extension of the Partnership Term.

2. Business of the Partnership

- (a) The Partners shall jointly conduct the following businesses as the business of the Partnership:
- (i) acquiring and holding shares of a Japanese stock company (*kabushiki kaisha*), interests in a Japanese limited liability company (*godo kaisha*) or interests in a Japanese business cooperative (*kigyo kumiai*), in each case issued upon establishment;
 - (ii) acquiring and holding shares or stock options (excluding those attached to bonds with stock options) issued by a Japanese stock company (*kabushiki kaisha*), interests in a Japanese limited liability company (*godo kaisha*) or interests in a Japanese business cooperative (*kigyo kumiai*);
 - (iii) acquiring and holding the Designated Securities (defined in Article 3, Paragraph 1, Item 3 of the ILP Act);

- (iv) acquiring and holding monetary claims against an Enterprise (defined in Article 2, Paragraph 1 of the ILP Act), or monetary claims owned by an Enterprise;
- (v) originating loan to an Enterprise;
- (vi) acquiring and holding interests under a silent partnership agreement (*tokumei kumiai keiyaku*) with an Enterprise or trust beneficiary rights;
- (vii) acquiring and holding Cryptoassets (defined in Article 2, Paragraph 14 of the Payment Services Act) issued for an Enterprise;
- (viii) acquiring and holding industrial property rights or copyrights owned by an Enterprise (including licensing the use of such rights);
- (ix) providing management or technical guidance to an Enterprise in which the Partnership holds shares, interests, stock options, Designated Securities, monetary claims, Cryptoassets, industrial property rights, copyrights or trust beneficiary rights pursuant to subclauses (i) through (viii) above;
- (x) investing in an Investment Limited Partnership or a partnership that is formed by a partnership agreement as set forth in Article 667, Paragraph 1 of the Civil Code for the purpose of conducting the investment business or an organization similar thereto located in any foreign country;
- (xi) engaging in the following businesses incidental to the businesses specified in subclauses (i) through (x) above:
 - (A) acquiring and holding promissory notes (*yakusoku tegata*) issued or owned by an Enterprise (excluding those specified in Article 2, Paragraph 1, Item 15 of the Financial Instruments and Exchange Act (the “FIEA”));
 - (B) acquiring and holding negotiable certificates of deposit;
 - (C) engaging in the sale, exchange, or leasing of real property or movable property which serve as collateral for promissory notes specified in subclause (A) above, bonds as set out in Article 2, Paragraph 1, Item 3 of the FIEA, specified bonds as set out in Article 2, Paragraph 1, Item 4 of the FIEA, corporate bonds specified in Article 2, Paragraph 1, Item 5 of the FIEA, investment corporation bonds as set out in Article 2, Paragraph 1, Item 11 of the FIEA, promissory notes as set out in Article 2, Paragraph 1, Item 15 of the FIEA, or monetary claims against an Enterprise, or acting as an agent or intermediary for such sale, exchange or lease transactions;
 - (D) acquiring and holding Cryptoassets, Etc. (defined in Article 3, Paragraph 1, Item 4 of the Order for Enforcement of the ILP Act) related to the holding of Cryptoassets specified in subclause (vii) above, and managing or lending Cryptoassets specified in subclause (vii) above or such Cryptoassets, Etc.; and
 - (E) acquiring and holding Cryptoassets other than Cryptoassets specified in subclause (vii) above or Electronic Payment Instruments (defined in Article 2, Paragraph 5 of the Payment Services Act) used for payments in the businesses specified in subclauses (i) through (viii) or (x) above (including the acquisition and holding of Cryptoassets, Etc. related to the holding of such Cryptoassets or Electronic Payment Instruments),

and managing or lending such Cryptoassets, Electronic Payment Instruments or Cryptoassets, Etc.;

- (xii) acquiring and holding Foreign Investment (defined below); *provided that* the total costs of such acquisitions are less than [50%] of the total Capital Contributions from all Partners, and that such acquisitions do not impede the execution of the businesses specified in subclauses (i) through (xi) above. “**Foreign Investment**” means (a) shares, share purchase warrants or Designated Securities issued by, or equity interests in, a Foreign Corporation or any other securities similar to the foregoing, or (b) Cryptoassets issued for a Foreign Corporation. “**Foreign Corporation**” means a corporation established other than under the laws of Japan that is not a Special Foreign Corporation (defined below); and
- (xiii) managing surplus funds in order to achieve the purposes of this Agreement through the following methods:
 - (A) deposits with banks or other financial institutions;
 - (B) acquiring government or municipal bonds; and
 - (C) acquiring bonds issued or guaranteed by foreign governments, local governments, international organizations, foreign government affiliated institutions (defined as institutions primarily funded by the government of the country where their headquarters or principal offices are located), corporations primarily funded by foreign local governments, or foreign banks or other foreign financial institutions.
- (b) Shares, interests, stock options, Designated Securities, promissory notes, bonds, specified bonds, corporate bonds and investment corporation bonds relating to the businesses listed in clauses (a)(i) through (iii), (vi), (ix) and (xi)(A) and (C) above shall, with respect to any corporation specified in Article 1 of the Order for Enforcement of the ILP Act as a person of whom a Japanese corporation or individual substantially controls, or has a material influence over, the management (“**Special Foreign Corporation**”), include similar instruments issued under foreign laws and regulations.

3. Capital

The amount of one investment unit (“**Investment Unit**”) in the Partnership shall be JPY [●]. The Capital Commitment of each Partner is the amount obtained by multiplying the number of Investment Units specified in Exhibit by the amount of Investment Unit specified in the preceding sentence. Capital Commitments will be made in Japanese yen.

4. Operations

4.1 Management of the Partnership

The conduct of the business of the Partnership shall be undertaken by the General Partner. No Limited Partner shall take part in the management of the business and affairs of the Partnership or have any control over the business and affairs of the Partnership.

4.2 Administration of Partnership Assets

The General Partner shall hold and manage any Capital Contributions made by the Limited Partners pursuant to this Agreement separately from any assets owned or held by the General Partner on its own behalf and any assets of the other businesses conducted by the General

Partner in accordance with the requirements set forth in Article 40-3 of the FIEA and Article 125 of the Business Ordinance on Financial Instruments Business.

5. Valuation of Portfolio Securities

The General Partner shall determine the value of Portfolio Securities (defined below) held by the Partnership based on [the market value / the fair value in accordance with IFRS / their fair value in accordance with the United States generally accepted accounting principles / the method consistent with the guideline for the determination of the fair value as prescribed by International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines]. **“Portfolio Securities”** means shares, interests, share purchase warrants, Designated Securities, pecuniary receivables, trust beneficial interests, Cryptoassets, contributions to Investment Partnerships, promissory notes, negotiable deposit certificates, movables or Foreign Investments that the Partnership has acquired or will acquire pursuant to the provisions of Section 2.

6. Transfers of Interests

6.1 Limited Partner Transfers

No Limited Partner or any assignee of interest in the Partnership (**“Interest”**) (an **“Assignee”**) may sell, transfer, assign, pledge, charge, encumber, mortgage, grant a security interest in or otherwise dispose (**“Transfer”**) of all or any portion of its Interest without the prior written consent of the General Partner.

6.2 Further Restrictions

Notwithstanding any contrary provision in this Agreement, any otherwise permitted Transfer by a Limited Partner of all or any portion of its Interest (including any Transfer of Interest to another Limited Partner) shall be null and void if:

- (i) with respect to a Transfer by any Limited Partner who is a Qualified Institutional Investor (defined in Article 2, Paragraph 3, Item 1 of the FIEA), the Assignee is not a Qualified Institutional Investor; or
- (ii) the Limited Partner is not a Qualified Institutional Investor unless such Limited Partner Transfers its entire Interest to a Qualified Institutional Investor or a Permitted Investor (defined in Article 17-12, Paragraph 4, Item 2 of the Order for Enforcement of the FIEA).

7. Dissolution

The Partners hereby acknowledge and agree that only the following events will cause the Partnership to be dissolved:

- (a) the expiry of the Partnership Term;
- (b) the determination by the General Partner, with the consent of [●]% in Investment Units of the Limited Partners, that the Partnership has accomplished its business purposes or that it would be impossible to accomplish such business purposes;
- (c) the withdrawal of all Limited Partners;
- (d) the determination by unanimous agreement by the Limited Partners; or
- (e) the reasonable determination of the General Partner that because all Limited Partners have ceased to be Qualified Institutional Investors or for any other reasons, it has become difficult to lawfully manage the Partnership.

8. Miscellaneous

8.1 Amendments

Any and all amendments to this Agreement may be made from time to time by the General Partner with the consent of a majority in Investment Units of the Limited Partners.

8.2 Governing Law

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.

9. Language

This Agreement shall be prepared in English. If this Agreement is translated into any other language, such translation shall have no legal effect and, in the event of any conflict or inconsistency, the English language shall prevail.

In Witness Whereof, the parties hereto have caused this Agreement to be duly executed in two original versions and delivered on the day and year first written above.

General Partner

[address]

[name]

[title and name of authorized signatory]

Limited Partner

[*address*]

[*name*]

[*representative*]

Exhibit Schedule of Partners

Name	Status: General Partner or Limited Partner	(a) Address (b) Telephone Number (c) Email Address (d) Bank Account (e) Number of Investment Units
[●]	[General Partner / Limited Partner]	(a) [●] (b) [●] (c) [●] (d) [●] (e) [●] units
[●]	[General Partner / Limited Partner]	(a) [●] (b) [●] (c) [●] (d) [●] (e) [●] units

第五分冊 添付資料 2

当初投資事業有限責任組合契約書例
(和訳)

【組合名】投資事業有限責任組合についての 当初投資事業有限責任組合契約書

【組合名】投資事業有限責任組合（「本組合」）についての当初投資事業有限責任組合契約（「本契約」）は、【年月日】に、【無限責任組合員の事務所の住所】に所在する【無限責任組合員の名称】を無限責任組合員（「無限責任組合員」）とし、署名欄に記載された者を有限責任組合員（「有限責任組合員」、無限責任組合員と合わせて、「組合員」）として締結された。

1. 組織に関する事項

1.1 設立

組合員は、本契約に定める目的及び条件に基づいて、本組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律（「投有責法」）に基づく投資事業有限責任組合として設立する。

1.2 名称

本組合の名称は、【組合名】投資事業有限責任組合とする。【本組合の英文名称は「【組合名（英文名称）】」とする。】

1.3 主たる事務所

本組合は、その主たる事務所を【本組合の住所】に置くものとする。

1.4 組合員名簿

組合員の名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員の区別は、別紙に定めるとおりとする。

1.5 本組合の存続期間

本組合の存続期間（「本契約期間」）は、【年月日】（「効力発生日」）から始まる【 】年間とする。ただし、無限責任組合員は、【 】%の出資口（以下に定義される）数を有する有限責任組合員の同意を得て、本契約期間を【最大【 】年単位の期間で / 【 】年まで】延長することができる。無限責任組合員は、本契約期間の延長について、有限責任組合員に対し書面により通知する。

2. 本組合の事業

(a) 組合員は、本組合の事業として、共同して次の事業を行う。

- (i) 日本の株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに日本の合同会社又は日本の企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有
- (ii) 日本の株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）又は日本の合同会社の持分若しくは日本の企業組合の持分を取得及び保有
- (iii) 指定有価証券（投有責法第3条第1項第3号に定義される）の取得及び保有

- (iv) 事業者（投有責法第2条1項に定義される）に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有
- (v) 事業者に対する金銭の新たな貸付け
- (vi) 事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有
- (vii) 事業者のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に定義される）の取得及び保有
- (viii) 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む）
- (ix) 前各号の規定により、本組合がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、暗号資産、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業
- (x) 投資事業有限責任組合若しくは民法第667条第1項に規定される組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体（「投資組合等」）に対する出資
- (xi) 前各号に規定する事業に付随して、次の事業を行うこと
 - (A) 事業者が発行し又は所有する約束手形（金融商品取引法（「金商法」）第2条第1項第15号に規定されるものを除く）の取得及び保有を行う事業
 - (B) 譲渡性預金証書の取得及び保有を行う事業
 - (C) 上記(A)に定める約束手形、金商法第2条第1項第3号に規定される債券、同条第1項第4号に規定される特定社債券、同条第1項第5号に規定される社債券、同条第1項第11号に規定される投資法人債券若しくは同条第1項第15号に規定される約束手形に表示されるべき権利又は事業者に対する金銭債権に係る担保権の目的である不動産又は動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業
 - (D) 本項第(vii)号に規定する暗号資産の保有に伴う暗号資産等（投有責法施行令第3条第1項第4号に規定される）の取得及び保有並びに本項第(vii)号に規定する暗号資産又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業
 - (E) 本項第(i)号から第(viii)号まで又は第(x)号に規定する事業での支払に使用する同項第(vii)号に規定する暗号資産以外の暗号資産又は電子決済手段（資金決済に関する法律第2条第5項に定義される）の取得及び保有（当該保有に伴う暗号資産等の取得及び保有を含む）並びに当該暗号資産若しくは電子決済手段又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業
- (xii) 外国法人向け出資等の取得及び保有であって、その取得の価額の合計額の総組合員の出資履行金額の合計額に対する割合が「100分の50」に満たない範囲内において、前各号に規定する事業の遂行を妨げない限度において行うもの。なお、「外国法人向け出資等」とは、(a)外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分若し

くはこれらに類似するもの、又は(b)外国法人のために発行される暗号資産をいい、「外国法人」とは、日本国以外の国の法律を準拠法として設立された法人であって、特別外国法人（以下に定義する）でないものをいう。

(xiii) 本契約の目的を達成するため、次に規定する方法により行う業務上の余裕金の運用：

(A) 銀行その他の金融機関への預金；

(B) 国債又は地方債の取得

(C) 外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府が主たる出資者となっている機関をいう）、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人又は外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得

(b) 前項第(i)号から第(iii)号まで、第(vi)号、第(ix)号並びに第(xi)号 (A) 及び (C)に規定する事業に係る株式、持分、新株予約権、指定有価証券、約束手形、債券、特定社債券、社債券及び投資法人債券には、特別外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして投有責法施行令第1条において規定される者をいう）については、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含むものとする。

3. 出資

本組合の出資1口の金額は、[]円とする。各組合員の出資義務は、別紙に定める出資口数に前文に定める出資1口の金額を乗じた金額とする。出資義務の履行は、日本円で行われる。

4. 業務の執行

4.1 本組合の運営

本組合の業務の執行は、無限責任組合員が行うものとし、有限責任組合員は、本組合の業務運営に関与したり、本組合の業務運営を支配したりしてはならない。

4.2 組合財産の管理

無限責任組合員は、本契約に基づき、有限責任組合員から拠出を受けた出資金を、金商法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に定める要件に従い、無限責任組合員が自己のために所有し、又は保有する資産及び無限責任組合員が営む他の事業の資産と区分して保有し、管理するものとする。

5. 投資証券等の評価

無限責任組合員は、本組合が保有する投資証券等（以下に定義する）の評価を、[時価] / IFRS 会計基準で定める公正価値 / 米国において一般に公正妥当と認められる会計基準で定める公正価値 / International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines で定める公正価値測定のガイドラインに準拠した方法]を用いて実施するものとする。なお、「投資証券等」とは、株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、信託受益権、暗号資産、投資事業組合への出資、約束手形、譲渡性預金証書、動産又は外国法人

向け出資等であって、第2条の規定に従って本組合が取得した又は取得する予定のものをいう。

6. 組合持分の譲渡

6.1 有限責任組合員による譲渡

有限責任組合員又は組合持分の譲受人は、無限責任組合員の書面による事前の同意なしに、その組合持分の全部又は一部について販売、譲渡、譲受け、質入れ、担保権設定、抵当権設定その他処分（「譲渡」）を行うことはできない。

6.2 譲渡制限

本契約の他の条項にかかわらず、有限責任組合員による全部又は一部の組合持分の譲渡（他の有限責任組合員への組合持分の譲渡を含む）は、以下の場合、無効となる。

- (i) 適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に定義される）である有限責任組合員による譲渡に関して、譲受人が適格機関投資家でない場合
- (ii) 有限責任組合員が適格機関投資家でない場合。ただし、当該有限責任組合員が全組合持分を適格機関投資家又は特例業務対象投資家（金商法施行令第17条の12第4項第2号に定義される）に譲渡した場合はこの限りではない。

7. 解散

組合員は、次のいずれかの事由のみによって本組合が解散することを認め、これに同意する。

- (a) 本契約期間の満了
- (b) 無限責任組合員が、[]%の出資口数を有する有限責任組合員の同意を得た上、本組合が本組合の事業の目的を達成し、又は達成することが不能に至ったと決定したこと
- (c) 有限責任組合員の全員の脱退
- (d) 有限責任組合員の全会一致により本組合の解散が決定されたこと
- (e) 全ての有限責任組合員が適格機関投資家でなくなること、その他の事由により、本組合を適法に運営することが困難であると無限責任組合員が合理的に判断した場合

8. 雑則

8.1 本契約の変更

本契約の変更は、有限責任組合員の出資口数の過半数の同意を得て、無限責任組合員が随時行うことができる。

8.2 準拠法

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

9. 言語

本契約は英語で作成されるものとする。本契約が他の言語に翻訳される場合、当該翻訳は法的効力を有さず、抵触又は矛盾がある場合には、英語が優先するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約の当事者は、本契約書の原本 2 通を正式に締結し、冒頭に記載された年月日にその交付を受けた。

無限責任組合員

【住所】

【商号】

【署名権限者の役職名・氏名】

有限責任組合員

【住所】

【商号】

【代表者】

別紙

組合員名簿

商号	無限責任組合員と有限責任組合員との別	(a) 住所 (b) 電話番号 (c) E メールアドレス (d) 銀行口座 (e) 出資口数
[]	[無限責任組合員 / 有限責任組合員]	(a) [] (b) [] (c) [] (d) [] (e) []口
[]	[無限責任組合員 / 有限責任組合員]	(a) [] (b) [] (c) [] (d) [] (e) []口